

静岡県小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを授かる可能性を温存するための妊孕性温存療法及び妊孕性温存療法により凍結した検体を用いた生殖補助医療等（以下「温存後生殖補助医療」という。）に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床情報等のデータを収集し、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成等の妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療の研究を促進することを目的に、妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療を受けた者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) この要綱において「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法支援事業」とは、令和4年3月23日付け健発0323第4号厚生労働省健康局長通知の別紙「小児・AYA世代のがん患者等の妊孕性温存療法研究促進事業実施要綱」（以下「国実施要綱」という。）に基づき、実施する事業をいう。
- (2) この要綱において「妊孕性温存療法」とは、生殖機能が低下する又は失う可能性のあるがん治療等に関して精子、卵子又は卵巣組織を採取し凍結保存するまでの一連の医療行為、又は卵子を採取し受精させ、胚（受精卵）を凍結保存するまでの一連の医療行為をいう。
- (3) この要綱において「医療保険適用外費用」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令に基づく医療保険制度による保険給付の対象とならない費用をいう。
- (4) この要綱において「凍結保存時」とは、精子、卵子、胚（受精卵）又は卵巣組織を凍結保存した日をいう。

第3 妊孕性温存療法の補助対象者

補助の対象者については、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 別表1に定める対象となる治療の凍結保存時に43歳未満の者
なお、別表1の胚（受精卵）凍結に係る治療の場合は、原則、治療開始時点で法律婚の関係にある夫婦のうち、女性が妊孕性温存療法対象者である場合を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。以下同じ。）の関係にある者も対象とする。
- (2) 申請時において静岡県内に住所を有する者
- (3) 原疾患に対する治療として以下のいずれかの治療を受けたこと
ア 「小児、思春期・若年がん患者の妊孕性温存に関する診療ガイドライン」（日本癌治療学会）の妊孕性低下リスク分類に示された治療の

うち、高・中間・低リスクの治療

- イ 長期間の治療によって卵巣予備能の低下が想定されるがん疾患：乳がん（ホルモン療法）等
- ウ 造血幹細胞移植が実施される非がん疾患：再生不良性貧血、遺伝性骨髄不全症候群（ファンconi貧血等）、原発性免疫不全症候群、先天代謝異常症、サラセミア、鎌状赤血球症、慢性活動性EBウイルス感染症等
- エ アルキル化剤が投与される非がん疾患：全身性エリテマトーデス、ループス腎炎、多発性筋炎・皮膚筋炎、ベーチェット病等
- (4) 県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者
ただし、子宮摘出が必要な場合など、本人が妊娠できないことが想定される場合は除く。また、(3)の原疾患治療前を基本とするが、治療中及び治療後であっても医学的な必要性がある場合には対象とする。
- (5) 妊孕性温存療法の研究への臨床情報等の提供をすることに同意する者
ただし、補助対象者が未成年者の場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者または未成年後見人が同意した場合とする。
- (6) 本事業の補助対象となる費用について、他制度の助成（若年がん患者等支援事業費補助金交付要綱に基づく助成を除く。以下同じ。）を受けていない者

第4 温存後生殖補助医療の補助対象者

補助の対象者については、以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 原則として、夫婦のいずれかが、第3(1)を満たし、別表1に定める治療を受けた後に、別表2に定める対象となる治療を受けた場合であって、別表2に定める治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された者（原則、法律婚の関係にある夫婦を対象とするが、生まれてくる子の福祉に配慮しながら、事実婚の関係にある者も対象とする。）
- (2) 別表2に定める対象となる治療の初日における妻の年齢が原則43歳未満である者
- (3) 申請時において静岡県内に住所を有する者
- (4) 県が指定する医療機関の生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、温存後生殖補助医療に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者
- (5) 妊孕性温存療法の研究への臨床情報等の提供をすることに同意する者
ただし、補助対象者が未成年者の場合は、できる限り本人も説明を受けた上で、親権者または未成年後見人が同意した場合とする。
- (6) 本事業の補助対象となる費用について、他制度の助成を受けていない者

また、夫、妻の両者が第3を満たし、共に別表1に定める治療を受けた後に、別表2に定める対象となる治療を受けた場合、夫婦の一方のみに別表2の区分のいずれかで助成を行うこととし、それぞれが別に助成を受けることは認められない。

第5 補助対象経費

補助対象となる費用は、妊孕性温存療法、初回の凍結保存及び温存後生殖補助医療に要した医療保険適用外費用とする。

ただし、入院室料（差額ベッド代等）、食事療養費、文書料等の治療に直接関係のない費用及び初回の凍結保存費用を除く凍結保存の維持に係る費用は対象外とする。また、温存後生殖補助医療において主たる治療を医療保険適用で実施している場合における先進医療等における自己負担部分は対象外とする。

第6 補助額等

(1) 補助額

別表1及び2に掲げるとおりとする（ただし、別表2の詳細は、別紙1を参照）。

(2) 妊孕性温存療法の補助回数

補助回数は、対象者一人に対して通算2回までとする。なお、異なる治療を受けた場合であっても通算2回までとする。また、他の都道府県が国実施要綱に基づき実施する妊孕性温存療法支援事業の補助についても、通算回数に含めるものとする。

(3) 温存後生殖補助医療の補助回数

助成回数は、初めて温存後生殖補助医療の助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である場合、通算6回（40歳以上であるときは通算3回）までとする。ただし、助成を受けた後、出産した場合は、住民票と戸籍謄本等で出生に至った事実を確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。また、妊娠12週以降に死産に至った場合は、死産届の写し等により確認した上で、これまで受けた助成回数をリセットすることとする。

第7 婚姻関係の確認

(1) 法律婚の場合

両人から戸籍謄本の提出を求め、確認することとする。

(2) 事実婚の場合

以下のア～ウの書類の提出を求め、確認することとする。

ア 両人の戸籍謄本（重婚でないことの確認のため。）

イ 両人の住民票（同一世帯であるかの確認のため。同一世帯でない場合は、ウでその理由について記載を求めること。）

ウ 事実婚関係に関する申立書（様式第10号）

なお、事実婚関係にある夫婦が本事業の助成を受ける場合は、温存後生殖補助医療の結果、出生した子について認知を行う意向があることを確認すること。

第8 交付の申請

(1) 提出書類（妊孕性温存療法分） 各1部

ア 交付申請書（様式第1号）

イ 妊孕性温存療法実施証明書（様式第2号）

ウ 妊孕性温存療法実施医療機関の連携機関領収金額内訳証明書（様式第3号）（妊孕性温存治療の一部を連携機関で実施した場合のみ。）

- エ 原疾患治療実施証明書（様式第4号）
 - オ 婚姻関係を確認できる書類（胚（受精卵）凍結に係る治療の場合のみ。ただし、（イ）及び（ウ）は事実婚の場合のみ。）
 - （ア） 二人の戸籍謄本
 - （イ） 二人の住民票
 - （ウ） 事実婚関係に関する申立書（様式第5号）
 - カ 申請日において、静岡県に居住していたことを証明する書類（住民票の写し等（対象者が未成年である場合は、対象者のものに加え、申請者本人のもので申請者が法定代理人であること（続柄）が分かるもの。ただし、当該市町で確認が可能な場合は省略できるものとする。））
 - キ 補助金の振込を希望する金融機関の通帳等のカナ名義及び口座番号が確認できるものの写し
 - ク その他知事が別に定める書類
- (2) 提出書類（温存後生殖補助医療分） 各1部
- ア 交付申請書（様式第7号）
 - イ 温存後生殖補助医療実施証明書（様式第8号）
 - ウ 温存後生殖補助医療実施医療機関の連携機関領収金額内訳証明書（様式第9号）（温存後生殖補助医療の一部を連携機関で実施した場合のみ。）
 - エ 婚姻関係を確認できる書類（ただし、（イ）及び（ウ）は事実婚の場合のみ。）
 - （ア） 二人の戸籍謄本
 - （イ） 二人の住民票
 - （ウ） 事実婚関係に関する申立書（様式第10号）
 - オ 申請日において、静岡県に居住していたことを証明する書類（住民票の写し等（対象者が未成年である場合は、対象者のものに加え、申請者本人のもので申請者が法定代理人であること（続柄）が分かるもの。ただし、当該市町で確認が可能な場合は省略できるものとする。））
 - カ 補助金の振込を希望する金融機関の通帳等のカナ名義及び口座番号が確認できるものの写し
 - キ その他知事が別に定める書類
- (3) 提出期限
- 妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療に係る治療費の支払日の属する年度内まで。ただし、妊孕性温存療法実施後、期間を置かずに原疾患治療を開始する必要があるなどのやむを得ない事情により、当該年度内に申請が困難であった場合には、翌年度に申請することができる。
- (4) 申請方法
- 補助金の交付を申請する者は、(1)又は(2)に定める書類を、申請時点で現に住民票を有する住所地の市町へ提出するものとする。

第9 請求の手続き

- (1) 提出書類 1部
請求書（様式第6号）
- (2) 提出期限
補助金交付確定通知書が到達した日から起算して10日を経過した日まで

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月4日から施行し、令和3年4月1日以降に実施した妊孕性温存療法について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月21日から施行し、令和4年4月1日以降に実施した妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年2月27日から施行し、令和5年4月1日以降に実施した妊孕性温存療法及び温存後生殖補助医療について適用する。ただし、改正後の第8の規定は、令和6年2月27日から適用する。

別表 1

妊孕性温存療法の補助対象		補助率 (額)
補助対象経費	1回当たりの 補助基準額	
胚（受精卵）凍結に係る治療	35 万円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額
未受精卵凍結に係る治療	20 万円	
卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植を含む)	40 万円	
精子凍結に係る治療	2 万 5 千円	
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35 万円	

別表 2（詳細は別紙 1 を参照）

温存後生殖補助医療の補助対象		補助率 (額)
補助対象経費	1回当たりの 補助上限額	
凍結した胚（受精卵）を用いた生殖補助医療	10 万円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額
凍結した未受精卵を用いた生殖補助医療	25 万円 ※ 1	
凍結した卵巣組織を用いた生殖補助医療	30 万円 ※ 1～4	
凍結した精子を用いた生殖補助医療	30 万円 ※ 1～4	

※ 1 以前に凍結した胚を解凍した胚移植を実施する場合は 10 万円

※ 2 人工授精を実施する場合は 1 万円

※ 3 採卵したが卵が得られない又は状態の良い卵が得られないため中止した場合は 10 万円

※ 4 卵胞が発育しない又は排卵終了のため中止した場合及び排卵準備中、体調不良等により治療中止した場合は対象外